

札幌保健医療大学学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 札幌保健医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に則り、専門の学術の理論及び応用を深く研究・教授し、保健医療における有為な人材を養成、社会の発展に貢献することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況等について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果について公表する。

2 自己点検・評価に関し必要な事項は別に定める。

3 第1項の自己点検・評価に加え教育研究等の総合的な評価について、学校教育法施行令第40条に定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受ける。

(教育内容等の改善のための組織的改善)

第3条 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修を行うものとする。

2 前項の教育内容等の改善に関し必要な事項は、別に定める。

(情報公開)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法により、積極的に情報公開する。

2 前項の情報公開に関し必要な事項は別に定める。

第2節 組織

(学部及び学科)

第5条 本学に、次の学部及び学科を置く。

保健医療学部 看護学科

栄養学科

2 学科の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。

学部名	学科名	入学定員	収容定員
保健医療学部	看護学科	100名	400名
	栄養学科	80名	320名

3 大学及び学科の教育上の目的

(1) 大学

本学の教育理念である「人間力教育」を根幹に、「豊かな感性」、「高潔な精神」、「確かな知力」を培い、「他者との共存」ができる人間力を有し、多様化する保健医療の進展と地域のニーズに対応できる実践力を備えるとともに、将来にわたり保健医療の専門性を追求し続ける保健医療専門職者を育成する。

(2) 看護学科

看護学科では、本学の教育目的に則り、社会人としての人間力を涵養するとともに、看護学とこれに関連する保健医療福祉の幅広い知識・技術を体系的に理解し、看護を実践できる能力、多職種と連携し協働できる能力、さらに将来にわたり成長し続ける基礎的な能力を有する看護専門職者を育成する。

(3) 栄養学科

栄養学科では、本学の教育目的に則り、社会人としての人間力を涵養するとともに、栄養学とこれに関連する保健医療福祉の幅広い知識・技術を体系的に理解し、栄養の管理・指導を実践できる能力、多職種と連携し協働できる能力、さらに将来にわたり成長し続ける基礎的な能力を有する栄養専門職者を育成する。

(大学院)

第5条の2 本学に大学院を置く。ただし、大学院学則は別に定める。

(図書館)

第6条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、及びその他必要な職員を置く。

(事務局)

第8条 本学に、事務局を置く。

2 事務局の事務を統括し職員を指揮監督するため、事務局長を置く。

3 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 評議会及び教授会

(評議会)

第9条 本学に、評議会を置く。

2 評議会の組織等については、別に定める。

3 評議会は、次の各号に掲げる事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 大学の管理運営の重要事項に関すること
- (2) 大学の将来構想に関すること
- (3) 学則その他重要な規程の制定及び改廃に関すること
- (4) 教員の人事計画に関すること
- (5) 教員の採用、退職及び昇任等に関すること
- (6) 学生の入学に関すること
- (7) 学生の奨学金に関すること

4 評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第10条 学部に教授会を置く。

2 教授会の組織等については別に定める。

3 教授会は、次の各号に掲げる事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関すること
- (2) 学位の授与に関すること

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる次の各号に掲げる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 教育・研究の基本方針に関すること
- (2) 教育課程の編成に関すること
- (3) 学則その他学部運営に関する規程等の制定及び改廃に関すること
- (4) 学生の指導及び賞罰に関すること
- (5) 学生の除籍に関すること
- (6) 学生の奨学金に関すること
- (7) 入学試験要項に関すること
- (8) 教員の教育研究業績の審査に関すること

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次の通りとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日
- (3) 本学の創立記念日
- (4) 夏期休業
- (5) 冬期休業
- (6) 春期休業

2 学長は、必要があると認める場合は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、必要があると認める場合は、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 学部の修業年限は、4年とする。

(最長在学年限)

第15条 学生は8年を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 本学に入学することの出来る者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (7) 専修学校の高等課程(修業年限3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第18条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第19条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第20条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成)

第21条 本学は、学部・学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

(授業科目)

第22条 授業科目は、基礎教育科目、専門基礎科目、専門科目及び教職に関する科目とする。

2 各授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目に分け、各年次に配当する。

(授業の方法)

第22条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技にいずれかにより又はこれらを併用して行うものとする。

2 授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。

(履修の要件)

第23条 学部・学科における履修の要件については、別表1、別表2、別表3及び別表4のとおりとする。

2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

(単位計算方法)

第24条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

(1) 講義・演習については、15時間から30時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習及び実技については、45時間の実験・実習又は実技をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を考慮して単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第25条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他大学等における授業科目の履修等)

第26条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学等との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

2 学長は、前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第27条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第29条 本学学生にして、前2条に定める大学等で授業科目の履修を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

(本学以外で履修した科目及び単位の取り扱い)

第30条 本学以外で修得した科目及び単位の取り扱いに関する詳細は、別に定める。

(成績)

第31条 授業科目の成績評価は、秀(100点~90点以上)・優(90点未満~80点以上)・良(80点未満~70点以上)・可(70点未満~60点以上)・不可(60点未満)の5種をもって表わし、可以上を合格とする。

(その他)

第32条 この節に定めるもののほか、授業科目の種類・単位数及び履修方法等については、別に定める。

第4節 休学・転学・留学・退学・除籍・再入学及び復籍

(休学)

第33条 疾病その他特別の理由により2カ月以上修学することができない者は、学部長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められるものについては、学部長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第15条の在学期間に参入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学部長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第35条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第36条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学部長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第41条に定める在学期間に含めることができる。

3 第26条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第37条 病気その他やむを得ない理由で退学しようとする者は、保証人連署の上、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第15条に定める在学年限を超えた者

(3) 第34条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(編入学及び再入学)

第39条 本学に他大学等から編入学を志願する者又は、やむを得ない理由で本学を退学した者で、その後2年以内に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 前項により、入学を許可された者の既に履修した科目及び単位数の取り扱い並びに修業年限は、学長が決定する。

3 第46条に規定する懲戒処分により退学した者は、再入学することはできない。

4 編入学及び再入学に関する規程は別に定める。

(転学科)

第40条 所属する学科から他学科へ変更することを志願する者があるときは、その学科に欠員がある場合に限り、選考の上、学長が相当年次に転学科を許可することがある。

2 転学科に関する規程は、別に定める。

(復籍)

第41条 第38条第1号に該当する事由により除籍された者で、未納の授業料等に相当する金額を納付して復籍を願い出た者に対しては、学長が許可することがある。

2 前項により復籍を許可された者に対し必要な事項は、学長が決定する。

第5節 卒業及び学位等

(卒業)

第42条 本学に4年以上在学し、別表1及び別表3に定める授業科目及び単位数を修得した者については、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第43条 前条により卒業を認定された者には、次の学位を授与する。

保健医療学部 看護学科 学士(看護学)

栄養学科 学士(栄養学)

(免許及び資格の取得)

第44条 看護学科の学生で第42条に定める卒業要件を満たした者は、保健師助産師看護師法に基づき、看護師国家試験受験資格を取得する。

2 看護学科の学生で保健師国家試験受験資格を希望する者は、第1項の規定を満たし、かつ別表1に定める保健師に関する科目を履修し、必要な単位数を修得しなければならない。

3 栄養学科の学生で第42条に定める卒業要件を満たした者は、栄養士法並びに同法施行規則に基づき、栄養士免許証が交付され、また管理栄養士国家試験受験資格を取得する。

4 栄養学科の学生で第3項の規定を満たし、かつ別表4に定める栄養教諭養成課程を履修し、免許状授与に必要な単位数を修得した者は、教育職員免許法並びに同法施行規則の規定に基づき、栄養教諭一種免許状が授与される。

第6節 賞 罰

(表彰)

第45条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第46条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第7節 科目等履修生等

(科目等履修生)

第 47 条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、各学科等の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として学長が受入を許可することができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第 8 節 入学検定料、入学金及び授業料並びに教職課程履修費等

(納付金)

第 48 条 入学検定料、入学金及び授業料並びに教職課程履修費及び栄養教育実習費の金額は、別表 5 及び別表 6 のとおりとする。

(授業料の納付)

第 49 条 授業料は、年額の二分の一ずつを次の 2 期に分けて納付することができる。

区 分	納 期
前期 (4 月から 9 月まで)	4 月中
後期 (10 月から翌年 3 月まで)	10 月中

(復学の場合の授業料)

第 50 条 前期又は後期中途において、復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を復学した月に納付しなければならない。

(前期で卒業する場合の授業料)

第 51 条 前期で卒業する者の授業料は年額の二分の一を納付するものとする。

(退学及び停学の場合の授業料)

第 52 条 学期の途中で退学した者、又は停学を命じられた者の該当期分の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第 53 条 前期又は後期中途で休学を許可され、又は命ぜられた者についての休学期間の授業料は徴収しない。

(納付した授業料等)

第 54 条 納付した入学検定料、入学金、及び授業料は、特別の事情がある場合を除き返戻しない。

第 3 章 改正及び細則

(改正)

第 55 条 本学則の改正は、教授会及び評議会を経て理事長が行う。

(その他)

第 56 条 学部規程のほか、本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

2 2019 年 3 月 31 日以前に入学した学生の第 23 条第 1 項に規定する別表 4 の保健医療学部栄養学科教職に関する履修要件は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

2 2021 年 3 月 31 日以前に入学した学生の第 23 条第 1 項に規定する別表第 3 については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

2 2022 年 3 月 31 日以前に入学した学生の第 23 条 1 項に規定する別表 1 及び別表 2 については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 保健医療学部看護学科教育課程

科目区分	授業科目の名称	卒業要件	単位数			授業形態	備考	
			必修	選択	自由			
基礎教育科目	学習と思考力	必修科目 15 単位及び選択科目 9 単位以上、計 24 単位以上修得	1			講義		
			生物学		1			講義
			化学		1			講義
			論理的思考	2				講義
			情報処理	1				演習
			統計分析法	1				演習
			情報リテラシー	1				演習
	小計 (7 科目)		6	2	0			
	言語と表現力		英語 I (基礎)	1				演習
			英語 II (会話)	1				演習
			英語 III (読解)		1			演習
			英語 IV (総合)		1			演習
			表現技法 I (読解・分析)	1				演習
	表現技法 II (討議・発表)		1			演習		
	小計 (6 科目)		4	2	0			
人間と社会	心理学	2			講義			
	倫理学	1			講義			
	現代社会論	2			講義			
	生態学		1		講義			
	生活環境論		2		講義			
	教育学		1		講義			
	文学と人間		1		講義			
	スポーツ科学と運動		1		演習			
	スポーツ理論		1		講義			
	法と人権		2		講義			
	地域社会文化論		2		講義			
	国際社会論		1		講義			
社会貢献と活動		1		演習				
小計 (13 科目)	5	13	0					
基礎教育 計			15	17	0			
専門基礎科目	個人と健康	必修科目 24 単位及び選択科目 3 単位以上、計 27 単位以上修得	2			講義		
			形態機能学 II	2				講義
			感染免疫学	2				講義
			病態学	2				講義
			薬理学	2				講義
			栄養代謝学	2				講義
			臨床栄養学		1			講義
			生涯発達論	1				講義
			臨床心理学	1				講義
			疾病治療論 I	2				講義
			疾病治療論 II	2				講義
	小計 (11 科目)		18	1	0			
	社会と健康		環境保健論	1				講義
			社会福祉論	2				講義
			疫学		2			講義
			関係法規	1				講義
			保健医療福祉行政論		1			講義
			健康政策論 I		1			演習
			健康政策論 II		1			講義
保健統計学 I		1			講義			
保健統計学 II		1		講義				
生命倫理	1			講義				
特別総合科目		1		演習				
小計 (11 科目)	6	7	0					
専門基礎科目 計			24	8	0			

別表1 保健医療学部看護学科教育課程

科目区分	授業科目の名称	卒業要件	単位数			授業形態	備考	
			必修	選択	自由			
看護の基本	看護学概論		2			講義		
	看護技術総論		1			演習		
	援助関係論		1			演習		
	看護技術論Ⅰ		2			演習		
	看護技術論Ⅱ		2			演習		
	看護技術論Ⅲ		1			演習		
	健康教育論		1			講義		
	家族看護学		1			講義		
	看護倫理		1			講義		
	看護理論		1			講義		
	看護基礎実習Ⅰ		1			実習		
	看護基礎実習Ⅱ		2			実習		
	地域看護学概論		1			講義		
	地域看護実習		2			実習		
小計(14科目)		19	0	0				
専門科目	成人看護学概論	必修科目73単位及び選択必修科目「クリティカル看護論」「慢性看護論」「リハビリテーション看護論Ⅱ」から1単位、選択科目4単位以上、計78単位以上修得	1			講義		
	成人看護活動論Ⅰ		2			講義		
	成人看護活動論Ⅱ		1			演習		
	成人看護活動論Ⅲ		1			演習		
	外来看護実習		1			実習		
	成人看護実習Ⅰ		2			実習		
	成人看護実習Ⅱ		2			実習		
	小計(7科目)			10	0	0		
	高齢者看護学概論Ⅰ		1			講義		
	高齢者看護学概論Ⅱ		1			講義		
	高齢者看護活動論Ⅰ		1			演習		
	高齢者看護活動論Ⅱ		1			演習		
	高齢者看護実習		3			実習		
	小計(5科目)			7	0	0		
小児看護学概論	2			講義				
小児看護活動論Ⅰ	1			演習				
小児看護活動論Ⅱ	1			演習				
小児看護実習	2			実習				
小計(4科目)		6	0	0				
母性看護学概論	2			講義				
母性看護活動論Ⅰ	1			演習				
母性看護活動論Ⅱ	1			演習				
母性看護実習Ⅰ	1			実習				
母性看護実習Ⅱ	1			実習				
小計(5科目)		6	0	0				
精神看護学概論	2			講義				
精神看護活動論Ⅰ	1			演習				
精神看護活動論Ⅱ	1			講義				
精神看護実習	2			実習				
小計(4科目)		6	0	0				

別表1 保健医療学部看護学科教育課程

科目区分	授業科目の名称	卒業要件	単位数			授業形態	備考
			必修	選択	自由		
専門科目	在宅看護学概論		1			講義	
	在宅看護論Ⅰ		1			講義	
	在宅看護論Ⅱ		1			演習	
	在宅看護実習		2			実習	
	医療安全論		1			講義	
	災害看護論			1		講義	
	看護学研究法		2			講義	
	看護課題研究		2			演習	
	クリティカル看護論			1		講義	
	慢性看護論			1		講義	
	リハビリテーション看護論Ⅰ		1			講義	
	リハビリテーション看護論Ⅱ			1		講義	
	スポーツと看護			1		講義	
	国際看護論			1		講義	
	看護管理論		1			講義	
	看護教育論			1		講義	
	看護総合実習		2			実習	
	実践総合演習		1			演習	
	栄養サポートチーム論			1		講義	
	地域連携ケア論Ⅰ		1			講義	
	地域連携ケア論Ⅱ		1			講義	
	地域連携ケア論Ⅲ		1			講義	
	地域連携ケア論Ⅳ		1			講義	
小計 (23 科目)			19	8	0		
専門科目 計			73	8	0		
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論			1		講義	
	公衆衛生看護支援論Ⅰ			2		講義	※
	公衆衛生看護支援論Ⅱ			2		演習	※
	公衆衛生看護対象論Ⅰ			2		講義	※
	公衆衛生看護対象論Ⅱ			1		講義	※
	公衆衛生看護展開論			2		講義	※
	公衆衛生看護管理論			2		講義	※
	公衆衛生看護実習Ⅰ			2		実習	※
	公衆衛生看護実習Ⅱ			2		実習	※
	公衆衛生看護実習Ⅲ			1		実習	※
小計 (10 科目)			0	17	0		
合計 (120 科目)			112	50	0		

※印は保健師国家試験受験資格取得希望者のみ履修できる科目

◆印は※のほかに養護教諭二種免許取得申請に必要な科目

別表2 保健医療学部栄養学科教育課程

科目区分	授業科目の名称	卒業要件	単位数			授業形態	備考	
			必修	選択	自由			
基礎教育科目	学習と思考力		1			講義	※	
			2			講義		
			1			演習		
			1			演習		
				1		演習		
				1		講義		
				2		講義		
		小計(7科目)	7	2	0	—		
	言語と表現力		必修科目 16 単位及び選択科目 11 単位以上、計 27 単位以上履修	1			演習	
				1			演習	
					1		演習	
					1		演習	
					1		演習	
	小計(6科目)	4	2	0	—			
人間と社会		必修科目 16 単位及び選択科目 11 単位以上、計 27 単位以上履修	2			講義	※ ※	
			1			講義		
				1		講義		
				1		演習		
				1		講義		
				2		講義		
				1		演習		
				2		講義		
			2			講義		
				1		講義		
				2		講義		
	1		講義					
	1		講義					
	小計(13科目)	5	13	0	—			
基礎教育科目 計			16	17	0	—		
専門基礎科目	社会・環境と健康			1		講義		
			1			講義		
				1		講義		
				2		講義		
			2			講義		
			2			講義		
			1			実習		
			1			講義		
				2		講義		
		小計(9科目)	7	6	0	—		
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち		必修科目 40 単位及び選択科目 4 単位以上、計 44 単位以上履修	2			講義	
				2			講義	
				1			実習	
				1			実習	
					2		講義	
					2		講義	
					1	2	講義	
				2		講義		
				1		実験		
				2		講義		
	2		講義					
	1		実験					
	2		講義					
	2		講義					
	小計(13科目)	20	2	0	—			
食べ物と健康			2			講義		
			2			講義		
				2		講義		
			1			実験		
			1			実験		
				2		講義		

別表2 保健医療学部栄養学科教育課程

専門基礎科目	食べ物と健康	食品衛生学	2			講義	
		食品衛生学実験	1			実験	
		調理学	2			講義	
		調理学実習 I	1			実習	
		調理学実習 II	1			実習	
		小計(11科目)	13	4	0	—	
専門基礎教育科目 計			40	12	0	—	
専門科目	管理栄養士論	管理栄養士論	1			講義	
		管理栄養士総合演習	1			演習	
		小計(2科目)	2	0	0	—	
	基礎栄養学	基礎栄養学	2			講義	
		基礎栄養学実験	1			実験	
		小計(2科目)	3	0	0	—	
	応用栄養学	応用栄養学 I	2			講義	
		応用栄養学 II	2			講義	
		応用栄養学 III	2			講義	
		応用栄養学実習	1			実習	
		免疫と栄養		1		講義	
		スポーツ栄養学		1		講義	
	小計(6科目)	7	2	0	—		
	栄養教育論	栄養教育論 I	2			講義	
		栄養教育論 II	2			講義	
		栄養教育論 III	2			講義	
		栄養教育論実習	1			実習	
		栄養カウンセリング演習		1		演習	
		食生活論		2		講義	
	食育指導論		2		講義	※	
	小計(7科目)	7	5	0	—		
	臨床栄養学	臨床栄養学 I	2			講義	
		臨床栄養学 II	2			講義	
臨床栄養学 III		2			講義		
臨床栄養学 IV		2			講義		
臨床栄養学実習 I		1			実習		
臨床栄養学実習 II		1			実習		
臨床栄養学実習 III		1			実習		
小計(7科目)		11	0	0	—		
公衆栄養学	公衆栄養学 I	2			講義		
	公衆栄養学 II	2			講義		
	公衆栄養学実習 I	1			実習		
	地域栄養活動演習		1		演習		
	国際栄養学		1		講義		
小計(5科目)	5	2	0	—			
給食経営管理論	給食経営管理論 I	2			講義		
	給食経営管理論 II	2			講義		
	給食経営管理論実習 I	1			実習		
	小計(3科目)	5	0	0	—		
総合演習	総合演習 I	1			演習		
	総合演習 II	1			演習		
	小計(2科目)	2	0	0	—		
統合科目	英語文献講読演習		1		演習		
	卒業研究		2		演習		
	小計(2科目)	0	3	0	—		
臨地実習	給食経営管理論実習 II	1			実習		
	給食経営管理論実習 III		1		実習		
	公衆栄養学実習 II		1		実習		
	臨床栄養学実習 IV	2			実習		
	臨床栄養学実習 V		2		実習		
小計(5科目)	3	4	0	—			
専門科目 計			45	16	0	—	
合計(100科目)			101	45	0	—	

必修科目 45 単位及び選択必修科目「給食経営管理論実習 III」又は「公衆栄養学実習 II」のうち 1 単位並びに選択科目 6 単位以上、計 53 単位以上履修

※印は栄養教諭一種免許状授与に必要な科目

別表3 保健医療学部栄養学科教職に関する科目

授業科目の名称	単位数			授業形態	備考
	必修	選択	自由		
教職概論			2	講義	
教育原理			1	講義	
教育制度論			1	講義	
教育心理学			2	講義	
特別支援教育概論			1	講義	
教育課程論			1	講義	
道德教育論			1	講義	
特別活動・総合的学習指導論			1	講義	
教育方法論			1	講義	
生徒指導論			1	講義	
教育相談論			2	講義	
栄養教育実習事前・事後指導			1	実習	
栄養教育実習			1	実習	
教職実践演習			2	演習	

別表4 保健医療学部看護学科及び栄養学科入学検定料、入学金及び授業料

① 入学検定料 (単位：円)

試験区分	金額
学校推薦型選抜入学・一般選抜入学・総合型選抜入学・編入学	30,000
社会人入学	30,000
大学入試センター利用入学	10,000

② 入学金及び授業料 (単位：円)

項目	学科	金額	備考
入学金	両学科共通	300,000	入学時のみ
授業料	看護学科	1,500,000	2期分納可
	栄養学科	1,050,000	

別表5 保健医療学部栄養学科教職課程履修費及び栄養教育実習費

(単位：円)

項目	金額	納入区分	納入時期
教職課程履修費	20,000	1年次以降	前期授業料納入時
栄養教育実習費	10,000	4年次	同上